

# 園 則（運営規程）

社会福祉法人 わかば福祉会

「幼保連携型認定こども園」 しんでん保育園

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この教育と保育を一体的に行う施設は、幼保連携型認定こども園 しんでん保育園（以下「当園」とする）という。

(位置)

第2条 当園は、富山県富山市八尾町新田236番地2に置く。

(目的)

第3条 1. 当園は、教育基本法に則り、「富山市幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月29日富山市条例第48号）」及び子ども・子育て支援法等関係法令・通知等を遵守し、乳幼児を教育・保育し、良好な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

2. 乳幼児の家庭及び地域の子育て家庭に対する子育て支援等の事業を行う。

(就業年限及び入園資格)

第4条 就業年限、定員、学級、入園資格及び学級編成は、次のとおりとする。

(1) 就業年限 1年、2年、3年、4年、5年、6年、6年以上

(2) 定員学級 ・ 3歳以上児（満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児）

90名 3学級（1号認定児15名、2号認定児75名）

・ 3歳未満児（0歳児から満2歳児）

55名 3学級（3号認定55名）

(3) 学級編成 0歳児10名 1学級 1歳児20名 1学級

2歳児25名 1学級 3歳児30名 1学級

4歳児30名 1学級 5歳児30名 1学級

尚、入園児童の年齢構成に応じて学級編成は変化する。

(4) 入園資格 0歳児から小学校就学の始期に達するまでの乳幼児

## 第2章 学年、学期及び休業日

(学年)

第5条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第6条 学期は次の3学期とする。

第1学期 4月1日から 7月31日まで

第2学期 8月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から 3月31日まで

(休業日)

第7条 休業日は、次の通りとする。ただし、園長が必要であると認めた場合には、休業日を変更することができる。

1. 1号認定子ども

(1) 国民の祝日に関する法律に規定する日

(2) 土曜日、日曜日

(3) 夏期 7月21日から 8月31日まで

(4) 冬期 12月25日から 1月 7日まで

(5) 春期 3月24日から 入園式前日まで

(6) その他 その他園長の定める日

2. 2・3号認定子ども

(1) 国民の祝日に関する法律に規定する日

(2) 日曜日

(3) その他 その他園長の定める日

(始業及び終業)

第8条 始業及び終業は、次の通りとする。ただし、季節ならびに園長が必要であると認めた場合には、必要に応じて時間を変更することができる。

開所時間 午前7時00分から午後8時00分まで（下記以外の時間を延長保育とする）

保育標準時間 午前7時00分から午後6時00分までの必要時間

保育短時間時間 午前8時30分から午後4時30分までの必要時間

教育標準時間 午前9時00分から午後3時00分までの必要時間

### 第3章 教育・保育等の内容

(提供する教育・保育等の内容)

第9条 提供する教育・保育内容等は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26年4月30日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）に基づき、以下の内容とする。

(1) 第8条において規定する時間において提供する教育・保育（教育・保育計画、教

- 育・保育方針に具体化)
- (2) 食事の提供（食物アレルギーへの対応方針は別に定める）
  - (3) 送迎（1号認定子ども）
  - (4) 子育て支援事業
  - (5) 延長保育事業
  - (6) 一時預かり事業
  - (7) その他教育・保育に係る行事等

## 第4章 教育・保育課程修了の認定

（認定の基準）

第10条 教育・保育課程の修了は平素の様子を総合的に考慮して決める。

（証書の授与）

第11条 園長は、所定の教育・保育を修了したと認めたものには、別紙様式の修了証書を与える。

## 第5章 入園、退園、転園及び休園

（入園）

- 第12条
1. 1号認定子どもの入園は、所定の手続きを経た者について、園長が内定し、富山市へ認定を申請し、認定書の交付後、園と契約する。
  2. 2号認定子ども・3号認定子どもの入園は、富山市へ「保育の必要性」の認定申請を行い、認定書の交付後、富山市の利用斡旋調整により当園へ利用決定をうけて園と契約する。
  3. 1号認定子どもにおいて定員を越える申請があった場合、別途選考基準を定める。

（退園、転園及び途中入園）

- 第13条
1. 退園又は転園しようとするときは、その理由を付して保護者から園長に願出なければならない。
  2. 園長は次の者に退園を命ずることができる。
    - (1) 園長が教育上退園の必要を認めた者
    - (2) 正当な理由がなく、納付金を未納あるいは3ヶ月滞納している者
  3. 途中入園は、定員に達していない限りにおいて認める。

（休園）

- 第14条 1. 園長は、病気その他やむを得ない理由により、引き続き1ヶ月欠席し、なお、2ヶ月以上欠席を要すると認められた者が、休園を願い出た場合には、1年以内に限り休園を許可することができる。
2. 園長は、教育上必要と認めた時は、1年以内に限り休園を命ずることができる。

## 第6章 組 織

(職員組織)

第15条 組織は次の通りとする。

- (1) 園 長 1人  
園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるための指揮命令を行うとともに、利用乳幼児を全体的に把握し、園務をつかさどる。
- (2) 副園長 1人  
園長を補佐する。
- (3) 主 幹 保 育 教 諭 1人以上  
教育・保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。
- (4) 保 育 教 諭 3人以上  
教育・保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。
- (5) 園 医 1人  
園児・新入園児の健康診断を行い、健康・保健生活の指導・助言を行う。
- (6) 園歯科医 1人  
園児・新入園児の歯科診断を行い、健康・保健生活の指導・助言を行う。
- (7) 園薬剤師 1人  
園児・新入園児の投薬診断を行い、健康・保健生活の指導・助言を行う。
- (8) 事務職員 1人以上  
事務に従事し、事務全般を計画し、つかさどる。
- (9) 看護師 1人以上  
教育・保育を補佐し、保健・衛生生活を計画立案し、指導・助言を行う。
- (10) 栄養士 1人  
保育の一環として、乳幼児の発達段階に応じ、献立を作成し、給食・おやつを実施する。

- (11) 調理員 2名以上  
栄養士の作成した献立に基づき、給食・おやつを調理する。
- (12) 用務員等  
園全体の清掃・保管業務等をつかさどる。その他、運転士等の業務員を置くことができる。

## 第7章 保育料等

(保育料等)

- 第16条 1. 授業料等は次のとおりとする。  
保育料（月額） 園児が居住する市町村が定める額を受けるものとする。  
（別表1）
2. 次の費用については実費の支払いを受けることがある。（別表2）
- (1)日用品、文具等
  - (2)行事費
  - (3)送迎バス代（人件費に係る費用を除く）
  - (4)1号認定子どもの給食費及び2号認定子どもの給食のうち主食に係る費用（人件費に係る費用を除く）
  - (5)その他、教育及び保育において提供される便宜に要する費用のうち、通常必要とされる費用
3. 延長保育の料金は別表2のとおりとする。
4. 一時預かり保育の料金は、別表2のとおりとする。
5. 保育料等は、毎月27日までに本園が指定する方法で納付するものとする。なお、保育料においては当月納付、2・3については翌月納付とする。

(減 免)

- 第17条 在籍者は、出欠の有無に関わらず、また休園の場合にも、原則として保育料を納付しなければならない。ただし、園長が特別な事情（富山市の減免規定の通り）があると認めた場合には、これを減免することができる。

(返 還)

- 第18条 既に納付した保育料等は原則として返還しない。ただし、園長が特別な事情があると認めた場合には、この限りではない。

## 第8章 緊急時の対応等

### (緊急時の対応方法)

- 第19条 1. 教育・保育の提供を行っている時に、利用乳幼児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は利用乳幼児の主治医に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。
2. 教育・保育の提供により事故が発生した場合は乳幼児の保護者、富山市等に必要な連絡をするとともに必要な措置を講じるものとする。
3. 当園は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故の発生原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。
4. 乳幼児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかにおこなうものとする。

### (非常災害対策)

- 第20条 非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、少なくとも毎月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

### (虐待の防止のための措置)

- 第21条 当園は利用乳幼児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

### (記録の整備)

- 第22条 当園は、教育・保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
- (1) 教育・保育の実施にあたっての計画
  - (2) 提供した教育・保育に係る提供記録
  - (3) 保護者からの苦情の内容等の記録
  - (4) 事故の状況及び事故に際して行った処置についての記録
  - (5) その他教育・保育の提供に関する重要記録

### (要望・苦情等について)

- 第23条 当園に関する要望・苦情等は担当者を決め、日々受け付けるものとする。担当者で解決できない場合は、第三者委員に相談し、対処する。

平成29年度要望・苦情等担当者 副園長 高稲純代

要望・苦情解決責任者 園長 杉林 聡美

当園第3者委員

(氏名) 上野 勝広 (住所) 富山市八尾町黒田 電話番号 455-1322

(氏名) 老月 敏彦 (住所) 富山市八尾町新田 電話番号 454-2765

(第三者評価について)

第24条 当園は3年に一度、第三者評価を受審し、その結果を公表するものとする。

(秘密の保持について)

第25条 当園は職務上知り得た個人情報を社会福祉法人として守秘義務を厳守するとともに情報漏えいにも十分な注意を払う。

尚、個人の承諾を得て活用する情報はこの限りではない。

## 第9章 ほう賞

(ほう賞)

第26条 園長は、心身の発達著しく他の模範となる者を、ほう賞することができる。

## 第10章 雑則

第27条 この園則の実施に関し必要な細則は、園長が決める。

(附則)

1. この園則は、平成28年4月1日から実施する。

富山市堀川町455番地

社会福祉法人 わかば福祉会

理事長 小島 伸也

上記のとおり相違ないことを証明します。



## 《別表1》

富山市の保育料徴収額について【教育標準時間認定：1号認定（3歳以上児）】

平成29年4月以降の保育料徴収額

私立幼稚園及び私立認定こども園

階層区分		保育料 (月額)		
		第1子	第2子	第3子以降
第1	生活保護世帯等	0円	0円	0円
第2 (1)	【母子等】 市町村民税非課税世帯 及び均等割の額のみ世帯	0円	0円	0円
第2 (2)	市町村民税非課税世帯 及び均等割の額のみ世帯	3,000円	0円	0円
第3 (1)	【母子等】 市町村民税所得割課税世帯 所得割額 77,100円以下	3,000円	0円	0円
第3 (2)	市町村民税所得割課税世帯 所得割額 77,100円以下	9,400円	3,500円	0円
第4	市町村民税所得割課税世帯 所得割額 77,101円以上 所得割額 211,200円以下	15,800円	6,700円	0円
第5	市町村民税所得割課税世帯 所得割額 211,201円以上	21,000円	9,300円	0円

### <備考>

- ① 世帯の階層認定は、保育を受けた子どもと同一世帯に属して生計を一にしている父母の課税額により行います。ただし、父母の課税額が非課税の場合、同居の親族（祖父母等）の課税額により行う場合があります。
- ② 市町村民税所得割課税額を計算する際、調整控除以外の税額控除は適用されません。
- ③ 第1階層、第2階層、第3階層に属している世帯については、最年長の子どもから順に2人目は上表の「第2子」欄の金額、3人目以降については0円とします。
- ④ 第4階層、第5階層に属している世帯については、幼稚園年少から小学校3年までの範囲において、最年長の子どもから順に2人目は上表の「第2子」欄の金額、3人目以降については0円とします。
- ⑤ 【母子等】とは、母子（父子）世帯、在宅障害児（者）のいる世帯です。
- ⑥ 所得割額211,200円以下の世帯における第3子以降の園児については0円とします。
- ⑦ 所得割額211,201円以上の世帯における第3子以降の園児については、3歳児は保育料の1/2の額、4歳児は保育料の2/3の額とします。
- ⑧ この利用者負担額のほか、各園により給食費などの実費徴収や上乗せ徴収があることがあります。

### <お問い合わせ先>

こども家庭部こども支援課

電話 076-443-2165

H29.4改正

## 富山市保育料徴収額表(平成29年度版)

[単位:円]

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		保育標準時間(月額)				
階層区分	定義	3歳未満児		3歳以上児		
		基準額	半額	基準額	2/3	半額
第1階層	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0	0
第2階層	第1階層を除き市町村民税非課税世帯	3,600	1,800	2,400	1,600	1,200
第3階層	第1階層及び第2階層を除き、市町村民税課税世帯で、48,600円未満(市町村民税均等割のみ課税の世帯を含む)	13,000	6,500	11,000	7,330	5,500
第4階層	48,600円以上97,000円未満	23,000	11,500	19,000	12,660	9,500
第5階層	97,000円以上169,000円未満	32,000	16,000	24,000	16,000	12,000
第6階層	169,000円以上301,000円未満	48,800	24,400	28,800	19,200	14,400
第7階層	301,000円以上397,000円未満	64,000	32,000	29,200	19,460	14,600
第8階層	397,000円以上	73,600	36,800	29,500	19,660	14,750

  

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		保育短時間(月額)				
階層区分	定義	3歳未満児		3歳以上児		
		基準額	半額	基準額	2/3	半額
第1階層	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0	0
第2階層	第1階層を除き市町村民税非課税世帯	3,600	1,800	2,400	1,600	1,200
第3階層	第1階層及び第2階層を除き、市町村民税課税世帯で、48,600円未満(市町村民税均等割のみ課税の世帯を含む)	12,700	6,350	10,800	7,200	5,400
第4階層	48,600円以上97,000円未満	22,600	11,300	18,600	12,400	9,300
第5階層	97,000円以上169,000円未満	31,400	15,700	23,500	15,660	11,750
第6階層	169,000円以上301,000円未満	47,900	23,950	28,300	18,860	14,150
第7階層	301,000円以上397,000円未満	62,900	31,450	28,700	19,130	14,350
第8階層	397,000円以上	72,300	36,150	29,000	19,330	14,500

- 注) 1 年齢区分は、保育の実施を受けた日の属する年度の初日の年齢で決定します。
- 2 世帯の階層区分は、入所児童の父母の課税額の合計額で決定します。  
ただし、父母の課税額が非課税の場合、同居の親族(祖父母等)の税額に基づいて保育料を決定する場合があります。
- 3 上記の表の世帯の階層区分の税額については、次のとおりです。  
(1)平成29年4月から平成29年8月までの保育料は、平成28年度市町村民税額をもとに算定します。  
(2)平成29年9月から平成30年3月までの保育料は、平成29年度市町村民税額をもとに算定します。  
ただし、寄附金控除、配当控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除、外国税額控除、住宅借入金等特別控除、特定増改築等住宅借入金特別控除、住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修特別税額控除、認定長期優良住宅新築等特別税額控除が適用されている方は、その控除がなかったものとして税額の計算をします。  
このため、実際の納税額と、保育料の階層決定に用いる税額が異なる場合があります。
- 4 同一世帯で、保育所のほかに幼稚園や特別支援学校の幼稚園、情緒障害児短期治療施設の通所部、認定こども園に同時入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している(以下「保育所等へ同時入所している」という。)就学前児童がいる場合、保育所へ入所している児童は次のとおり保育料が軽減されます。  
(1)保育所等へ同時入所している就学前児童のうち、最も年齢の高い児童が基準額どおり、次に年齢の高い児童が基準額の半額、その他の児童は無料になります。  
(2)保育所等へ同時入所している就学前児童のうち、最も年齢の低い児童が、第3子以降の児童で4歳未満の児童のときは、入所児童のうち最も年齢の高い児童が基準額の半額、次に年齢の高い児童が基準額の半額、その他の児童は無料になります。  
(3)保育所等へ同時入所している就学前児童のうち、最も年齢の低い児童が、第3子以降の児童で4歳以上5歳未満の児童のときは、入所児童のうち最も年齢の高い児童が基準額の2/3、次に年齢の高い児童が基準額の半額、その他の児童は無料になります。
- 5 同一世帯で、注4に掲げる施設等に入園・通園している児童がいない場合、第3子以降の児童で、4歳未満の児童が1人だけ保育所へ入所しているときは基準額の半額、4歳の児童が1人だけ保育所へ入所しているときは、基準額の2/3になります。
- 6 注4、5にかかわらず、母子・父子世帯(ひとり親家庭等医療費受給資格の有無で判定します。)又は障害者同居世帯の児童は次のとおり保育料が軽減されます。  
(1)第2階層の児童は無料になります。  
(2)第3階層及び第4階層の一部(所得割課税額77,101円未満)で、第1子の児童の場合、3歳以上児は5,000円、3歳未満児は6,000円になります。  
(3)第3階層及び第4階層の一部(所得割課税額77,101円未満)で、第2子以降の児童は無料になります。
- 7 注4、5にかかわらず、第2階層で第2子の児童は無料になり、第3階層から第4階層の一部(所得割課税額57,700円未満)で第2子の児童は半額になります。
- 8 注4、5にかかわらず、第2階層から第5階層で、第3子以降の児童は無料になります。

多子軽減制度の例(ひとり親世帯等の特例(注6)を除く)

【兄弟で保育所に同時入所している場合】

2人同時入所の場合

	第1子	第2子
	保育所	保育所
負担額	基準額	半額

※保育料徴収基準額表(表面)注4(1)の例

3人同時入所で第3子以降が5歳の場合

	第1子 (5歳)	第2子 (5歳)	第3子以降 (5歳)
	保育所	保育所	保育所
負担額	基準額	半額	無料

※注4(1)の例

3人同時入所で第3子以降が4歳の場合

	第1子	第2子	第3子以降 (4歳)
	保育所	保育所	保育所
負担額	2/3	半額	無料

※注4(3)の例

3人同時入所で第3子以降が4歳未満の場合

	第1子	第2子	第3子以降 (4歳未満)
	保育所	保育所	保育所
負担額	半額	半額	無料

※注4(2)の例

第2・3子入所で第3子以降が5歳の場合

	第1子	第2子	第3子以降 (5歳)
	小学校	保育所	保育所
負担額	—	基準額	半額

※注4(1)の例

第2・3子入所で第3子以降が4歳の場合

	第1子	第2子	第3子以降 (4歳)
	小学校	保育所	保育所
負担額	—	2/3	半額

※注4(3)の例

第2・3子入所で第3子以降が4歳未満の場合

	第1子	第2子	第3子以降 (4歳未満)
	小学校	保育所	保育所
負担額	—	半額	半額

※注4(2)の例

【第2子1人のみ保育所へ入所している場合】

	第1子	第2子
	小学校	保育所
負担額	—	基準額

は第2階層の場合、無料になります。また、第3階層から第4階層一部(所得割額57,700円未満)の場合、半額になります。(注7)

は第2階層の場合、無料になります。(注7)

は第2から第5階層の場合、無料になります。(注8)

【兄弟で保育所と幼稚園に同時入所している場合】

第2子が保育所へ入所している場合

	第1子	第2子
	幼稚園	保育所
負担額	—	半額

※注4(1)の例

第3子以降が保育所へ入所している場合

	第1子	第2子	第3子以降
	幼稚園	幼稚園	保育所
負担額	—	—	無料

※注4(1)の例

第2・3子以降が保育所へ入所している場合

	第1子	第2子	第3子以降
	幼稚園	保育所	保育所
負担額	—	半額	無料

※注4(1)の例

第3子以降が保育所へ入所している場合

	第1子	第2子	第3子以降
	小学校	幼稚園	保育所
負担額	—	—	半額

※注4(1)の例

【第3子以降1人のみ保育所へ入所している場合】

第3子以降が5歳の場合

	第1子	第2子	第3子以降 (5歳)
	小学校	小学校	保育所
負担額	—	—	基準額

第3子以降が4歳の場合

	第1子	第2子	第3子以降 (4歳)
	小学校	小学校	保育所
負担額	—	—	2/3

※注5の例

第3子以降が4歳未満の場合

	第1子	第2子	第3子以降 (4歳未満)
	小学校	小学校	保育所
負担額	—	—	半額

※注5の例

【問い合わせ先】

こども家庭部こども支援課(TEL 443-2165)  
 大山行政サービスセンター地域福祉課(TEL 483-1214)  
 婦中行政サービスセンター地域福祉課(TEL 465-2114)

大沢野行政サービスセンター地域福祉課(TEL 467-5830)  
 八尾行政サービスセンター地域福祉課(TEL 455-2461)

## 《別表 2》 各種料金表

### ①時間外保育の料金(延長保育料)

対象者	利用時間	月額料金	1回料金
保育短時間	7:00~8:30	3,500円	300円
保育短時間	16:30~18:00	3,500円	300円
保育短時間	18:00~19:00	3,500円	300円
保育標準時間	18:00~20:00	5,500円	600円
1号認定	7:00~9:00	4,000円	1時間200円
1号認定	15:00~18:00	5,000円	1時間200円

### ②1号認定子どもの土曜日一時預かり

利用日	対象者	実施時間	料金(1日) 【食事代込み】	半日または 1時間あたり
土曜日	1号認定	8:30~16:30	2,000円	1時間400円+食事代300円

### ③一時預かり

利用日	年齢区分	実施時間	料金(1日) 【食事代込み】	半日または 1時間あたり
月~金曜日	0・1歳	8:30~16:30	3,000円	1時間500円+食事代300円
	2歳以上		2,000円	1時間400円+食事代300円

### ④給食費

- ・1号認定子どもの給食費・・・1ヶ月 4,000円
- ・1号認定子どものおやつ代・・・1回50円 月額おやつ代(AM分) 1000円
- ・3歳以上児で主食を忘れてきた場合・・・1回

### ⑤パンツ・おむつ代

- ・パンツ1枚・・・200円
- ・おむつ1枚・・・50円

### ⑥送迎バス代

- ・1ヶ月・・・2,000円
- ・1回片道・・・100円